

## 阿波ふうどスペシャリスト Instagram 活動促進事業委託業務 仕様書

### 1 委託業務名

阿波ふうどスペシャリスト Instagram 活動促進事業委託業務

### 2 業務の目的

県産食材の魅力を自ら発信する「阿波ふうどスペシャリスト」（以下、「スペシャリスト」。）の情報発信力の強化を図り、県とスペシャリストが連携して情報発信を行うことで、ブランドネーム「阿波ふうど」の認知度向上と県産農林水産物の魅力発信を図る。

#### ①「阿波ふうど」とは

徳島県では、平成27年度から、徳島の豊かな「食」の魅力や価値を伝えるブランドネーム「阿波ふうど」を活用し、全国に向けた情報発信に取り組んでいる。

#### ②「阿波ふうどスペシャリスト」とは

「徳島の食」を応援し、県と連携してその魅力をSNSなどの手段を用いて発信していただく、個人・店舗・法人・団体等を徳島県知事が認定する制度であり、令和7年4月1日時点で646名を認定している。

スペシャリストのうち、県内の飲食店を「阿波ふうど繁盛店」として、現在224店舗認定している。

#### ③県で所有する阿波ふうどサイト・SNSは以下のとおりである。

|                 |                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 阿波ふうど Instagram | @awafood_tokushima                                                                  |
| 阿波ふうどまるごとサイト    | ( <a href="https://awa-food-tokushima.com/">https://awa-food-tokushima.com/</a> )   |
| 阿波ふうど X         | @awafood                                                                            |
| 阿波ふうど Facebook  | ( <a href="https://www.facebook.com/awafood">https://www.facebook.com/awafood</a> ) |
| 阿波ふうど YouTube   | @阿波ふうど                                                                              |

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

### 4 業務の内容

次の（1）～（3）の企画および運営を行う。

#### （1）スペシャリストを対象としたSNS発信の実践講座

食の分野で著名なインフルエンサー等にSNS発信のコツを学び実践する講座を開催し、スペシャリストの情報発信力強化を図る。

ア 講座は、徳島県内で開催し、約30名の参加者を想定すること。

イ （2）の企画につながる講座内容とすること。

ウ 講座の対象とするSNS媒体は、Instagramを主とすること。

エ 参加者の安全を十分に確保するとともに、飲食物を提供する場合は保健所への手続きをはじめ、食中毒、異物混入等の発生を防止する体制を整えること。

オ 会場管理者等と必要な協議を行い、開催に関する連絡調整を行うとともに、会

場設営から終了後の撤去までの一連の業務を実施すること。ただし、阿波ふうどスペシャリストへの開催案内は、県で実施することが可能である。

カ 参加者に対し、アンケートを実施すること。

## (2) スペシャリストによる Instagram 投稿キャンペーンの企画

スペシャリストが自身のアカウントで阿波ふうどに係る県事業をPRする「阿波ふうど Instagram 投稿企画」を複数回実施すること。また、スペシャリストへ積極的な参加を呼び掛けるとともに、阿波ふうどアカウントのリーチが増えるよう媒体のアルゴリズムに適した企画とすること。

- ア (1) の講座に参加できなかったスペシャリストも参加しやすい企画とすること。
- イ 企画テーマは、県が8月から10月に実施予定の県内飲食店キャンペーンと、10月下旬に徳島市内で開催予定の農林水産業イベントのPRを含み、それぞれ3週間程度のキャンペーン期間を設定すること。
- ウ 阿波ふうど Instagram の管理者権限は原則として県とするが、スペシャリストが自身のアカウントに投稿した原稿又は、県に提供した画像・動画等を県がフィード・リールに投稿するので、キャンペーン期間中の阿波ふうど Instagram の運用を支援すること。
- エ スペシャリストに積極的に投稿してもらえるよう見本となるフィード・リール投稿やテンプレート等を作成し、事業期間中の投稿回数が把握できるよう企画共通のハッシュタグ等を設定すること。

## (3) その他

- ア より多くの方が「阿波ふうど」を認識し、新たなスペシャリストの発掘に繋がる効果的な企画を提案の上、実施すること。
- イ (2) イのキャンペーンとイベントとは、とくしま農林水産フェス（仮）開催事業（別事業）で実施するものであり、この別事業と連携して実施すること。  
【参考】とくしま農林水産フェス（仮）開催事業  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7301590/>
- ウ 県と月1回程度の定期的な打ち合わせを実施し、Instagram のリアクション分析結果に基づいた解説や提案を実施すること。

## 5 成果物

- (1) キャンペーン企画に係る電子データや素材
- (2) アンケート集計結果
- (3) 打ち合わせ業務のまとめ

本業務の実施に伴う、成果物に係る著作権などの権利については 県に帰属するものとする。

受託者は、委託期間終了後も県が本業務に関する成果物の電子データ等の提出を求めた場合は、これに応じること。

成果物の納品方法等については、県と協議し決定すること。

## 6 秘密の保持

受託者は、業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他留意事項

### (1) 県との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と委託作業の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

ア 受託者は、本業務の履行にあたり関係機関との連絡調整を行うこと。

イ 受託者は、本業務の履行にあたり実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに、県に報告して協議を行い、その指示を受けること。

ウ 受託者は本業務の履行にあたり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

### (2) 県への報告

県は、委託業務を円滑に遂行するため、委託業務期間中、受託者に対し県が求める事項について報告を求めることができる。また、受託者は、この報告の求めを受けたときは、当該事項について速やかに県に報告しなければならない。

### (3) 業務の履行に関する措置

県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを要求することができる。また、受託者は、この要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

### (4) その他

ア 受託者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。

イ この仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。